

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（緊急時対策及び火災への対応に関する記載の変更）に係る面談

2. 日時：令和2年1月30日（木）13：30～14：30

3. 場所：原子力規制庁9階会議室

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

松井安全審査官、高松専門職

東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー 運転保安グループ担当2名

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社より本年8月1日付けで申請を受けた、実施計画の変更認可申請（緊急時対策及び火災への対応に関する記載の変更）について、補正申請を受理し、申請内容について以下の説明があった。
 - 1～4号機建屋内誘導灯について、設置に関する記載のみならず、適切な状態に維持することについても記載したこと。
 - 1～4号機建屋内の非常灯についても、その設備の重要性に鑑み、復旧を進め設置後には適切な状態に維持することを誘導灯と同様に定めたこと。
 - 消火配管について、設置に当たっては地盤変位対策を考慮したものとすることを追加したこと。
 - 消防用設備である自動火災報知設備及び避難設備についても、その設備の重要性に鑑み、設置及び適切な状態に維持することを定めたこと。
 - その他、現状に合わせた記載の適正化を行ったこと。
- 原子力規制庁は上記説明を確認した。

6. その他

配布資料：「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」【 章緊急時対策】【 章第3編火災への対応】の変更について